

取引業者様 各位

令和 8 年 9 月
公益財団法人 東京都公園協会
総務部財務課

東京都公園協会では、受注者への早期支払と履行遅滞を防止するため、業務委託の契約について、契約書（請書）に記載されている契約期間内に検査を行います。

仕様書に定める提出物・業務完了届等は、全ての業務等が完了次第速やかに契約書に記載の履行期限までに提出をお願いします。

なお、清掃業務委託・警備業務委託など、履行期限最終日まで業務が行われる性質の契約は、この取扱いの対象とはなりませんのでご注意ください。

このほか、当協会が発注者として契約を行う場合の検査に関しては、以下のとおり実施いたしますので、ご確認くださいませようお願いいたします。

〈検査期間等について〉

○工事…契約書には工期（○年○月○日～○年○月○日）を記載

請 書には工期（○年○月○日まで）を記載

契約書等記載の工期は工事完了まで 検査期間は含まない

（検査は工事完了後 14 日以内に実施）

○委託…契約書には契約期間を記載

請 書には履行期限を記載

履行期限は受注者の業務完了まで（仕様書で期日を指定） 契約期間内に検査を実施

（検査は契約期間内であり完了届出後 10 日以内に実施）

○物品等…契約書には納入期限を記載

請 書には履行期限を記載

納入期限（履行期限）は受注者が納入するまで 検査期間は含まない

（検査は納品書提出後 10 日以内に実施）

但し、物品単価契約書には契約期間が記載されるため、契約期間内に検査を実施